

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）船原下池地区）を行うことについて令和3年8月5日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和3年8月20日から同年9月9日まで縦覧に供する。

令和3年8月13日

香川県知事 浜 田 恵 造